

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）

【平成20年度概算決定額 208,670（139,549）百万円】

対策のポイント

地域農業の活性化を図るため、将来にわたって地域農業を支える担い手を確保しながら、水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策により支援します。
高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、本対策に加入できます。

（具体的には）

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 基準となる3年間（16～18年）の生産実績に基づく毎年一定額の支払
 - ・ その年の生産量・品質に応じた支払
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てんの3つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）

- 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- 集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保することが原則ですが、以下に掲げるように各種の特例を設けて加入しやすくしています。さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、市町村特認により本対策に加入できる道を開きます。

【経営規模要件の特例】

		基本要件	集落の農地が少ない場合の特例 〔集落の農地の規模に応じて概ね8割（64%）まで緩和 ・ 中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和〕	生産調整組織の場合の特例 〔地域の生産調整の実施状況（生産調整率）に応じて緩和〕
認定農業者	北海道	10ha	6.4haまで	
	都府県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで
所得確保の場合の特例		① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3（27%）以上であれば対策の対象となります。		
市町村特認 （特別な事情による特例）		上記の特例に該当しない者でも、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者など、対策の対象としなければならない特別な事情がある場合には、市町村からの申請に基づき、国がその特別な事情を審査した上で対象となります。		

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>	<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者 約23万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農 約1万2千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

1. 販売収入では賅えない生産コストの補てん

(1) 過去の生産実績に基づく支払

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払として102,333百万円を措置しています。

(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払

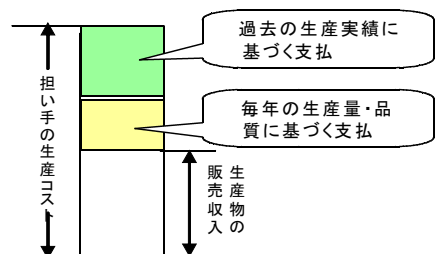
当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払として50,820百万円を措置しています。

この中には、20年産米の生産調整強化等による麦・大豆の生産量の増加に係る所要額3,130百万円を含んでいます。

【生産条件不利補正交付金（特会） 153,153（139,549）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



担い手の生産コストのうち、販売収入では賅えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価 [面積単価（全国平均）]	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用 ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

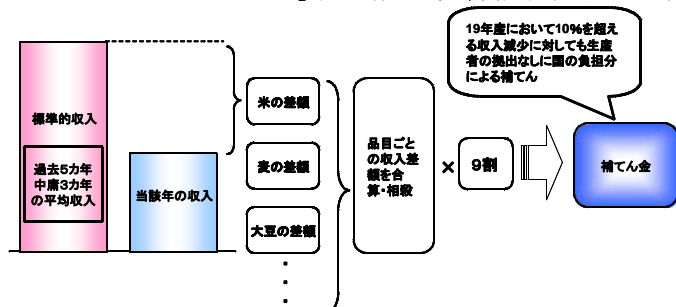
(注)面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

2. 販売収入の減少に対する補てん

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの標準的収入（過去5年の中庸3か年の平均収入）と当該年の収入の差額を合算・相殺し、生産者と国の拠出（生産者と国が1対3の割合）により、10%までの収入減少について、減収額の9割の範囲内で補てんを行うための国の負担分として44,372百万円を措置しています。

また、万が一、収入減少が10%を超えた場合の生産者の不安を払拭するため、19年産については特別な措置を講ずることとし、10%を超える収入減少に対して生産者の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう、11,145百万円を措置しています。

【収入減少影響緩和交付金（特会） 55,517（0）百万円】



【担当課：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））】